

# ○津市労働会館の設置及び管理に関する条例

平成18年1月1日条例第150号

令和8年7月1日条例第30号

## 津市労働会館の設置及び管理に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、労働会館（以下「会館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 勤労者の福祉の増進及び文化の向上を図るため、会館を設置する。

### (名称及び位置)

第3条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 津市労働会館
- (2) 位置 津市島崎町143番地6

### (業務)

第4条 会館においては、労働教育その他労働関係全般についての相談及び指導を行うものとする。

### (利用者の範囲)

第5条 会館を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、勤労者その他市長が適当と認める者とする。

### (指定管理者による管理)

第6条 会館の管理は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

### (指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 会館の使用の許可に関する業務
- (2) 第4条に規定する業務の実施に関すること。
- (3) 会館の施設、設備器具等の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

### (指定管理者が行う管理の基準)

第8条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の

定めるところに従い会館の管理を行わなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第9条 指定管理者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 会館の管理に係る事業計画書
- (2) 会館の管理に係る収支計画書
- (3) 申請者の経営状況を説明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を総合的に審査した上、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 会館の運営に関し、利用者の平等利用を確保することができる者であること。
- (2) 会館の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができる者であること。
- (3) 会館の管理を適確に遂行するに足る物的能力及び人的能力を有している者であること。

(事業報告書の作成及び提出)

第11条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 会館の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 会館の管理に係る経費の収支状況
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、年度の中途において第13条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に前項の事業報告書を提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第12条 市長は、会館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第13条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(使用の許可)

第14条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、会館の管理上必要があるときは、使用許可に条件を付することができる。

(相談指導室に係る使用許可の期間)

第15条 相談指導室に係る使用許可の期間は、1年以内とする。

(使用の制限)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会館を使用させないものとする。

- (1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。
- (3) その他管理上支障を来すおそれのあるとき。

(利用料金)

第17条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、会館の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該使用許可の際に指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第18条 指定管理者は、前条の規定にかかわらず、国及び地方公共団体並びにそれらの機関その他公共的団体等が使用する場合で、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第19条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該

当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき。
- (2) 使用しようとする日の前日までに使用許可の取消しを届け出たとき。

(権利譲渡等の禁止)

第 20 条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第 21 条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 許可を受けた目的に反して、施設及び設備器具を使用したとき。
- (3) 第 16 条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第 22 条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第 13 条第 1 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備器具等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第 23 条 指定管理者又は使用者その他会館を利用する者（以下「使用者等」という。）が、故意又は過失により施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

(利用者に対する指示)

第 24 条 指定管理者は、会館の管理上必要があるときは、使用者等に対し指示をすることができる。

(委任)

第 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に指定された指定管理者が会館の管理を開始するまでの間（以下「移行期間」という。）は、市長が会館を管理するものとする。この場合において、第6条から第13条まで及び第16条の規定は適用せず、第14条、第15条、第17条及び第18条の規定の適用については、第14条、第15条及び第18条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第17条中「指定管理者又は使用者」とあるのは「使用者」とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、移行期間においても、会館に係る指定管理者の指定に必要な準備行為を行うことができる。
- 4 この条例の施行の際現に合併前の津市労働会館の設置及び管理に関する条例（昭和60年津市条例第2号。以下「合併前の条例」という。）第8条の規定により管理を委託している会館の管理については、移行期間は、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前に合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、附則第4項の規定は同年1月1日から施行する。

##### （準備行為）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る利用料金の承認その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

##### （経過措置）

- 3 改正後の津市労働会館の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後の使用に係る利用料金及び使用許可について適用し、施行日前の使用に係る利用料金及び使用許可については、なお従前の例による。
- 4 施行日以後の使用に係る手続については、施行日前においても改正後の条例の例により行うものとする。

別表（第 17 条関係）

1 会議室の利用料金の上限額

単位 円

| 使用区分                                                                                                                                                                                       | 時間区分 | 午前 9 時から<br>正午まで | 午後 1 時から<br>午後 5 時まで | 午前 9 時から<br>午後 5 時まで |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|----------------------|----------------------|
| 会議室                                                                                                                                                                                        |      | 1, 120           | 1, 500               | 2, 360               |
| <p>〔備考〕</p> <p>指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、1 時間単位で定められた時間区分を延長し、繰り上げ、又は変更して使用させることができるものとし、この場合における利用料金は、当該時間区分に係る 1 時間当たりの利用料金に使用する時間数を乗じて得た額（10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p> |      |                  |                      |                      |

2 相談指導室の利用料金の上限額

単位 円

| 使用区分                                                                                                                                                                                                                               | 1 月当たりの上限額 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 相談指導室 1                                                                                                                                                                                                                            | 18, 000    |
| 相談指導室 2                                                                                                                                                                                                                            |            |
| 相談指導室 3                                                                                                                                                                                                                            | 26, 300    |
| 相談指導室 4                                                                                                                                                                                                                            |            |
| <p>〔備考〕</p> <p>1 使用期間に 1 月未満の端数があるとき、又は使用期間が 1 月未満であるときは、これらを 1 月とする。</p> <p>2 指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、使用に係る施設を分割して使用させることができるものとし、この場合における利用料金は、当該使用区分に係る 1 月当たりの利用料金に分割割合を乗じて得た額（10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p> |            |